

さ情審査答申第188号
令和2年7月3日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

令和元年11月6日付けで貴職から受けた、「7月18日に京都アニメーションが放火され、同社員35人が殺害された事件（以下「本件事件」という。）の容疑者が受給していた生活保護や、精神保健などの福祉制度の利用状況に関して、さいたま市が作成・編纂した記録（添付資料を含む）」（以下「本件対象行政情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和元年9月3日付け見健福第1516号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 京都アニメーションの社員35人が殺害されるという歴史的な重大事件の再発防止策を検討する上で、本件事件の容疑者が事件前に自治体からどのような福祉的な支援を受けていたかの情報は、「個人の権利利益を侵害する恐れ」を越えた極めて高い公益性がある。
- (2) 過去の類似ケースとして、2016年に相模原市の障害者支援施設で19人が殺害された事件（以下「障害者支援施設における事件」という。）

においては、厚生労働省の再発防止策検討チーム（以下「検討チーム」という。）は「19人が死亡、27人が負傷したという事件の重大性から、事実関係の検証と再発防止策の検討が強く求められている。こうした対応の必要性と公益性は極めて高い」とした上で、個人情報の取扱いについて「事実関係の検証と再発防止策の検討に必要な不可欠な情報に限り、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行個法」という。）第8条第2項第4号にいう『その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき』に該当するものとして公表する」とし、障害者支援施設における事件の容疑者の生活保護や精神保健関係への相模原市の対応について、公表している。

- (3) 本件事件では、障害者支援施設における事件の犠牲者数を大きく超える35人が死亡し、30名超の負傷者を出しており、再発防止のための情報を行政が公開する公益性が極めて高いことは明らかである。
- (4) また、本件事件の容疑者が、さいたま市において生活保護を受給していたことは、すでに報道機関が報じてインターネットでも記事が配信され、世の中にすでに広く公開されている。
- (5) 本件事件の容疑者の生活保護受給は、さいたま市が各関係機関に情報を伝えた結果、報道機関が報道し、世間に公になった情報であり、存否応答拒否による不開示決定は、条例第10条に違反する。
- (6) 本件事件は、条例第7条第2号イや、条例第9条に規定される、個人のプライバシーの最大限の保護に優越する公益や、公益上特に必要と認められるものに該当する。その理由は次のとおりである。
 - ア 本件事件は、国内の放火事件で平成以降最悪となる36人が死亡し、30人超が重軽傷を負った事件であり、その被害の大きさは社会を震撼させた。事件の検証・再発防止策の検討をしないことは、類似事件の発生につながり、今後多くの人命を奪う可能性が高い。
 - イ 本件事件の被害者は全員が京都アニメーションの社員である。同社の丁寧な作画や人気作の数々は、国内のみならず海外のファンも魅了してきた。評価が高い日本のアニメ業界の中で、同社に集まった人材は「日本の宝」とも評されてきた。本件事件後、国内外から、30億円近い寄付が寄せられている。しかし、今回の事件で、同社の中核を担ったり、次世代を担うはずであったクリエイターが多く死亡・負傷し、同社の再建は危ぶまれる状況にある。今回の被害は、日本の国益を損ねるものであり、本件事件の検証と、検証を通じた再発防止策の検討は非常に公益性が高い。
 - ウ 本件事件のような、無差別殺人事件は、どのような企業、団体、民家が

対象になってもおかしくない。行政につながっていても精神的に孤立したり、精神疾患などを抱えて適切な医療を受けられず孤立したりしている方々を、どう支援していけばよいか、現行の支援の課題を検証することは非常に高い公益性がある。

- (7) 実施機関は、弁明書 5 (1) において「本件事件の容疑者が生活保護や精神保健などの福祉的な支援を受けていたのかの情報が、『再発防止策を検討する上で公益性がある情報』であることの因果関係や根拠は一切示されておらず、個人の権利利益を侵害するおそれを越えた極めて高い公益性があるとの審査請求人の主張を認めることはできないと主張しているが、厚生労働省の局長通知「生活保護による保護の実施要領について」は、受給者の家庭を「少なくとも年に 2 回以上訪問すること」と定めている。さいたま市が実施要領通りに本件事件の容疑者の自宅を年 2 回以上訪問し、関係機関との連携など適切な支援をしていれば、今回の事件は防ぐことができた。このため、上記の家庭訪問などを通じ、さいたま市が本件事件の容疑者の生活・精神状況についてどのように把握・認識していたか同市は、本件事件の容疑者にどのような福祉的な支援を行っていたか又は、何らかの理由で支援が難しい状況があったのか、本件事件の容疑者に限らず、精神疾患などで支援が困難な受給者について、さいたま市ではどのような支援をしており、どのような課題があるか、といった情報の公開・検証は、類似事件の再発防止のみならず、全国の受給者へのよりよい支援にもつながる。このため、本件事件の容疑者がさいたま市からどのような福祉的な支援を受けていたかという情報は、「個人の権利利益を侵害する恐れ」を越えた非常に高い公益性がある。

- (8) 実施機関は、弁明書の 5 (2) において、障害者支援施設における事件を受けて設置された厚生労働省を中心とする再発防止策検討チームが、同事件容疑者の個人情報公表したことについて「検討前の段階で、行政情報開示請求に基づき、容疑者の生活保護や精神保健関係に係る個人情報を公表したものではない」と主張し、本件事件との類似性について否定する。しかし、両事件の類似性の判断の主眼は、36 人が死亡した本件事件の検証が、19 人が死亡した障害者施設の事件と同様に、社会にとって特段の公益性があり、個人情報保護法上の「特別の理由に該当するか」どうかである。行政の「検討前の段階である」ことを理由にした非開示決定は違法である。また、すでに本事件は発生から 3 カ月以上が経過している。

地方分権の進展した現在において、本事件をうけた再発防止策の検討は、国の判断がなくても、さいたま市長の独自判断で即日はじめられる状況にあり、「検討前」であるとの弁解は成り立たない。

- (9) 実施機関は、弁明書の5(3)において「本件事件の容疑者の生活保護の受給の有無は(中略)条例第7条第2号に該当する個人に関する情報であり、本市が一般に公にした事実はない。また、同号ただし書アで規定する『法令等の規定又は慣行による公にされ、又は公にすることが予定されている情報』にも該当しないため、本件不開示決定に影響を及ぼすものではない」と弁明をしている。しかし、「本市が一般に公にした事実」かどうかという点は、問題ではない。本件事件の容疑者の生活保護受給は、市が関係機関等に伝えた結果、報道機関等の報道ですでに一般に公開された、間接的にはあっても市が公開したと同視できる。このため市の弁解は成り立たない。
- (10) 本件事件の容疑者が生活保護受給であったことは、国内大手の報道機関の毎日新聞の8月18日付け朝刊(同社の朝刊発行部数は約600万)で掲載され、同社のインターネット上のニュースサイトでも配信された。発行部数約16万の雑誌「週刊朝日」も、さいたま市見沼区に住む本件事件の容疑者が、事件時点で生活保護受給者であったと報じた。同記事は2019年10月25日時点でも、ネット上で公開され誰でもアクセスできる。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

- 1 本件開示請求は、開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、本件事件の容疑者のさいたま市における生活保護や精神保健などの福祉制度の利用の有無を明らかにすることとなり、条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものを開示してしまうこととなる。したがって、条例第10条で規定される存否応答拒否により行政情報不開示決定をしたものである。

また、本件開示請求の内容は、条例第7条第2号ただし書イに規定される個人のプライバシーの最大限の保護に優越する公益(人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要)や、条例第9条に規定される公益上特に必要があると認められるものに該当しない。

本件は、障害者支援施設における事件とは違い、開示することに公益性は認められないのである。

- 2 審査請求人は、当該事件の再発防止策を検討する上で、本件事件の容疑者が事件前に自治体からどのような福祉的な支援を受けていたかの情報は、

「個人の権利利益を侵害する恐れ」を越えた極めて高い公益性がある旨、主張している。しかし、本件事件の容疑者が生活保護や精神保健などの福祉的な支援を受けていたかの情報が、「再発防止策を検討する上で公益性がある情報」であることの因果関係や根拠は一切示されておらず、個人の権利利益を侵害するおそれを越えた極めて高い公益性があるとの審査請求人の主張を認めることはできない。

- 3 審査請求人が過去の類似ケースとしている障害者支援施設における事件では、政府が「障害者施設における殺傷事件への対応に関する閣僚会議」を設置し、更に事実関係の徹底した検証と、それを踏まえた再発防止策を関係省庁一丸となって検討するため、検討チームが設置された。検討チームが、障害者支援施設における事件の容疑者の生活保護や精神保健関係への相模原市の対応を公表した事例は、事実関係の検証と再発防止策の検討に必要な不可欠な情報に限り、行個法第8条第2項第4号にいう「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき」に該当するものとしてその結果を事後に公表したものであり、検討前の段階で、行政情報開示請求に基づき、容疑者の生活保護や精神保健関係に係る個人情報を公表したのではない。

また、本件事件の容疑者の事例とは、事件の内容だけでなく、公表に至る経緯や、判断の根拠とした法令も異なるため、障害者支援施設における事件と同様に判断することはできない。

- 4 「本件事件の容疑者が、さいたま市において生活保護を受給していたことは、すでに報道機関が報じてインターネットでも記事が配信され、世の中にすでに広く公開されている」との主張について、本件事件の容疑者の生活保護の受給の有無は、前述のとおり、条例第7条第2号に該当する個人に関する情報であり、本市が一般に公にした事実はない。

また、同号ただし書アで規定する「法令等の規定又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」にも該当しないため、本件不開示決定に影響を及ぼすものではない。

以上のことから、前述のとおり、条例第10条で規定される存否応答拒否による行政情報不開示決定を行ったことは妥当である。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

実施機関は、本件開示請求に対して対象行政情報の存否を答えるだけで、本件事件の容疑者のさいたま市における生活保護や精神保健などの福祉制度の利用の有無を明らかにすることとなり、条例第10条に該当するとし

て存否応答拒否の不開示処分を行った。

審査請求人は、本件対象行政情報は、「個人の権利利益を侵害する恐れを越えた極めて高い公益性がある。」として本件処分の取り消しと対象行政情報の全部開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

2 条例第10条について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

実施機関が開示請求のあった行政情報について、当該行政情報の存否を明らかにするだけで条例第7条第1号から第7号に規定された不開示情報の保護利益が害されるときには、当該行政情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができることを定めたものである。

3 本件処分の当否について

(1) 実施機関は、本件対象行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、本件事件の容疑者の生活保護や精神保健などの福祉制度の利用の有無を明らかにすることとなり、条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものを開示してしまうことになる、として条例第10条による本件処分を行った。

(2) 本件対象行政情報中の、本件事件の容疑者の生活保護や精神保健などの福祉制度の利用状況は、同人の財産状況、経済活動（収入状況、資産状況、納税状況等）に関する情報、心身に関する情報（健康状態、病歴、障害の状況等）、その他個人の生活に関する情報（家族状況、居住状況等）に該当する個人に関する情報であり、条例第7条第2号本文に規定する不開示情報であるといえる。

(3) ただし、条例第7条第2号ただし書では、不開示情報から除外される情報が列挙されている（ただし書アイウ）。

① ただし書アには、「法令等の規定又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」が除外情報として規定されている。

「法令等の規定により公にされている情報」、「公にされることが予定されている情報」は、何人でも閲覧することができる情報又は一般に公表されている情報であり、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから不開示情報から除外しているのである。

本件対象行政情報は、公にされたり、公にすることが予定されている情報ではなく、不開示情報として保護する必要性が十分にある情報であ

り、除外情報に該当しない。

- ② ただし書イには、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」が除外情報として規定されている。

本件対象行政情報は、個人の福祉制度の利用状況に関するものであるから、公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産を保護することができる情報であるとは言い難い。

したがって、本件対象行政情報は、条例第7条第2号に該当する情報であり、公にされ又は公にすることが予定されている情報でもなく、又、公にすることが必要であると認められる情報でも無いため、実施機関が条例第10条に該当するとして不開示とした本件処分は妥当である。

- (4) なお、審査請求人は、再発防止のための情報を行政が公開する公益性が極めて高いと主張している。

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る行政情報に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認められるときは、開示請求者に対し、当該行政情報を開示することができる。」と規定している。

これは、条例第7条各号の不開示情報の規定に該当する情報であっても、実施機関の高度の行政的な判断により、開示することに当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合は、開示することができるとするものである。

この規程に関して、本件事件の容疑者が生活保護や精神保健などの福祉的な支援を受けていたかの情報は、「再発防止のための情報」であるとは言い難いとして実施機関は開示の公益性を否認しており、審査請求人の主張を認めることはできない。

- 4 審査請求人のその余の主張は、本件処分の当否に直接関係するものではなく、審査会の判断に影響を及ぼすものでもないので言及しない。
- 5 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和元年11月6日	諮問の受理（諮問第543号）
②	同年11月21日	審議
③	令和2年2月20日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	同年6月18日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	池上純一	大学教授
委員	伊藤一枝	弁護士
会長職務代理者	柴田雅幸	行政経験者
委員	塚田小百合	弁護士
委員	吉田聰	弁護士

(五十音順)